

厳島合戦における陶晴賢の敗因について



陶



毛利

2009/10/17

四百五十四年前に、覇権を争う壮大なドラマが、廿日市にもありました。老練な毛利元就の知略の駆け引きに、若きエリート武将、陶晴賢が果敢に挑むという厳島の合戦です。この戦でなぜ晴賢は勝てなかったのか、そのあたりについて、合戦以前の晴賢の動向から読み取り、巷間言われている通説からの切り口を変え、特に、江良氏や弘中氏という人物にスポットを当てて、考えてみたいと思います。

陶氏は百濟聖明王を祖とする渡来系多々良氏の流れを汲む周防国の在庁官人 1 大内氏の傍流にて、平安時代後期に大内盛長が右田氏となり、子孫の弘賢が吉敷郡陶村に居住して陶氏を称したようです。陶氏初代陶弘賢の子、陶弘政は富田保を領し、そこに富田若山城を築き居城とします。南北朝時代には地頭職 2 となり、陶弘長は長門国、陶盛政は周防国の守護代 3 に任ぜられています。陶家は、周防国・長門国を中心に活動した守護大名 4 大内氏譜代重臣 5 で、代々周防・長門の守護代の家柄で、当時は守護代が統治をし、守護大名である大内家はその豪族連合の上に君臨しているという権力構造でした。

大内氏庶家 6 右田氏の分家にあたる陶晴賢は、大永元年（一五二一）生まれで、同い年に武田信玄がいます。毛利元就よりは二十四歳年下です。

初名は隆房で、二男の陶隆房が陶家の当主となったのが天文九年（一五四〇）、若干二十歳のときです。その年の冬には尼子晴久から大内に寝返った毛利を征伐すべく、尼子軍に居城の安芸郡山城を攻められた毛利元就から援軍の要請があったとき、自重論が支配的な軍儀の席で、「大内に朋属した毛利を救わねば名文がたちませぬ」と主張したのが唯一隆房でした。若気の至り、早まったかと思ったかどうかわかりませんが、武運があったのは確かで、自軍だけで初陣として出陣し、尼子軍を追い返すことに成功しています。晴賢に令状云々の話は聞いたことがありませんので、元就はこの時四十四歳で、その腹のうちには、こんな若造に助けられとの思いが強かったからでしょうか。確かに、元就は、尼子から寝返った大内義隆の被官で、晴賢の家臣ではありません。

初陣の白星に気を良くしたのか、晴賢は、翌々年、尼子本国にまで攻め入ったのです。この時、この遠征に反対したのが永遠のライバルである、文治派筆頭の相良武任でした。「毛利を背後から支え、何人かの武将が後詰めに陣すれば良いのではないか？」という主張です。しかし、当時は尼子の諸豪族も、多くが大内家に寝返っており、まさにイケイケ状態だったことからやはり、隆房の若さと経験不足が出たということかもしれません。この戦は結局、諸豪族が再び尼子側に寝返ったことなどから大内の敗戦になってしまったのです。この敗戦以降、隆房の主君大内義隆は、隆房を国政の中枢から遠ざけ、政務を文治派の寵臣・相良武任に一任してというもの、より一層政治には目を向けなくなり、ひたすらに風流の道に邁進していったのです。

それに危機感を覚えた武断派の周防国守護代陶隆房は、天文二十年（一五五一）八月二十八日、富田若山城にて謀反の兵を挙げたのです。

隆房が義隆に謀反した際に、陶家の中には義隆と運命を共にした者もいれば、長門の守護代内藤興盛^{おきもり}のように静観を決め込んだ者もいました。義隆は豊前守護代^{ぶぜん}の杉重矩^{すぎしげのり}、長門守護代の内藤興盛を頼りにしていましたが、杉、内藤は陶に加担、合わせて五千余騎が二十九日、山口に来襲したのです。義隆はなす術^{すべ}もなく山口を逃れ、親族である津和野^{よしみまさより}の吉見正頼^{よしみまさより}を頼ろうとしたのですが、日本海が暴風雨のために逃れることができず、天文二十年（一五五一）九月一日、山口を脱出し、長門深川^{ながと}の大寧寺^{だいねいじ}に逃れ、立て籠もります。しかし、そこは多勢に無勢であり、義隆は、重臣^{れいぜいたかとよ}冷泉隆豊^{かいたしやく}の介錯^{かいしやく}で自害したのです。四十四歳（大寧寺の変）。

隆房は、謀反を起こす直前に豊後の大友宗麟^{そうりん}と密約を結んでいます。北九州における大内領の利権を割譲^{かつじょう}する代わりに、義鎮^{よししげ}（宗麟）の異母弟・大友晴英^{はるひで}（生母が大内義興の娘で、義隆の姉妹）を貰い受けます。天文二十年（一五五一）九月、この晴英を、新たな大内家当主に擁立させると、自らも新たな主君・晴英へ忠誠を誓^{あかし}う証として、隆房から晴賢と名を改めています。晴英は、天文二十二年（一五五三年）、室町幕府十三代将軍の足利義輝から一字をもらって大内義長と改名しています。こうして、晴賢は大内義長を傀儡^{かいらい}（あやつり）の当主として大内家の実権を掌握したのです。

陶晴賢は、天文二十年八月二十八日の挙兵に先立って八月二十日に、家臣に厳島を占領させ、さらに桜尾^{じょうとくわしずおきもり}城督^{じょうとく} 鷲頭興盛^{しうとう}を説得して桜尾城を明け渡させました。⁸ 大内義隆時代の支配同様に、厳島の経済権益に着手します。厳島門前町の支配を重要と認識していたのが天文二十一年（一五五二）二月二十八日発布した「陶晴賢厳島掟」です。

厳島における商業を振興し、参詣を一層盛んにするため、島内で横行していた利益の中間搾取を排除し、諸回船や京、堺商人などに便宜^{べんぎ}を与えた”触れ”といわれています。

- (1) 島内住民以外が店、屋敷を持つことを禁ず
 - (2) 諸船の着岸(廻船を強制的に入港させる)、係留(出港を阻止する)を禁ず
 - (3) 諸回船から警固米の取り立て禁止
 - (4) 島内でばくち禁止—など
- (2)で有の浦に出入りする船から航行の安全を保障する見返りとしての駄別料(通行料)を徴収することを禁止します。

陶晴賢厳島掟

- 一. 当島見世屋敷事、当町人之外不可存知事
- 一. 諸廻舟、着岸船留停止事
- 一. 對諸廻、船警固米被申懸之儀無謂事
- 一. 御家来衆寄事於左右、無道之取操無謂事
- 一. 於嶋中、博奕停止之事

七条まであり 以下省略

天文二十一年

二月二十八日

奉 丹後守

大内義隆時代には、村上隆重は厳島で西は堺、東は博多の商人たちから駄別料を取ることを認められていました。特に、この触れで、注目されるのが警固米の取り立て禁止です。

この堺商人衆が能島村上氏に徴収されていた駄別料は莫大で、商売上大きな問題であったようで、先代から愁訴していました。掟発布の二カ月後、海賊として瀬戸内海一帯に勢力を持っていた能島、来島、因^{のしま くるしま いんの}

しま さんとうむらかみし
島の三島村上氏が、厳島で寄港船から徴収していた警固料について「いわれのないことであるから当代（大内義長）としてはこれを停止する」（大願寺文書）と既得権はく奪の実力行使をしています。晴賢の本当の狙いは、寄港地での警固料免除と引き換えに、堺商人衆から一括して「礼銭」を出させ、厳島の経済力を一手に収めることでした。この三島村上氏らに仕掛けた経済制裁が、後に命取りになるのです。晴賢がとったその策は、独善的で、あえて敵を作り出す、確実に海賊の恨みを買った愚策であったと云わざるを得ません。つまり「陶晴賢厳島掟」発布は、厳島海峡から村上水軍を一掃するだけで、それに変わる瀬戸内の海上防衛策を講じている訳ではないのです。

天文二十年八月二十日、晴賢が厳島を押さえると、元就もこれに呼応して佐東郡に出兵し、大内方の佐東銀山城を開城させ、伴大塚まで支配下に入れます。翌、天文二十一年五月、晴賢を通じ、佐東郡内の地域の支配権を大内晴英より安堵されています。これは、晴賢の謀反に荷担する条件として保障されていたもののようです。相模荘、越後柏崎佐橋荘に始まる毛利氏が、安芸吉田荘の地頭から歩んできた元就にとっては、まさに画期的なことで、初めて、広島湾頭、瀬戸内海を手に入れたのです。

晴賢も元就の協力なくして大内領支配は不可能と考えて、元就に安芸・備後の国人領主たちを取りまとめる権限を与えたのです。これを背景として徐々に勢力を拡大すべく元就は、備中や安芸国内の大内義隆支持の国人衆を攻撃し、平賀氏をも毛利氏の傘下に収めます。毛利氏の勢力拡大に驚いた晴賢は、元就の持つ支配権を奪回しようとし、徐々に両者の対立が先鋭化してきます。

天文二十一年（一五五二年）三月一日、新たな大内家当主に擁立される、豊後の大友晴英は山口・多々良浜に立ちます。昨年、すでに陶隆房は、晴英より一字を賜り、陶晴賢と名乗っていました。

この半年、晴賢は様々な謀反の戦後処理に追われています。焼失した山口館の新築、及び、大内家の内に潜む不平分子の肅清です。肅清された者の中には、前当主義隆を廃すことに同意していた大内家老・豊前守護代杉重矩もいました。晴賢に敗れて長門長興寺で自害しますが、この遺恨は息子の杉重輔に引き継がれます。義隆旧家臣の肅清による人材の喪失も、その後の、領国経営に影響が及んだのは間違いないと云えます。

意外にも旧大内家臣たちの「主君でもない主の言う事なんぞ聞けるか」という晴賢の政策に反発する傘下の領主らも少なくなく、完全にはその勢力を押さえられぬ状況にあったのです。

吉見正頼は、石見国津和野の僧侶でしたが、天文九年（一五四〇）、兄の吉見隆頼（頼隆とも）が早世したため、一度出家して法師がえり所謂、還俗して家督を継ぐこととなったのです。彼は、清廉な人物で大内義隆から厚く信任を受けて、義隆の姉婿に迎えられていたのです。

そんな恩ある義隆が、重臣の陶隆房の謀反によって討たれてしまう。また陶氏と吉見氏とは応仁の乱以来の仇敵でした。それは、応仁の乱が始まると主君大内政弘が上洛しているとき、文明二年（一四七〇年）に大内教幸（道頓）が大内家の家督を狙って東軍に通じて長門で挙兵すると、第八代当主吉見信頼も大内教幸に従って反乱を起こします（大内道頓の乱）。しかし周防守護代の陶弘護、並びに石見の国人である益田貞兼らによって反乱は鎮圧され、信頼は命こそ許されたものの、所領の大半を没収されます。しかし文明十年（一四七八年）に大内政弘より正式に罪を許されています。それから十数年後の文明十四年（一四八二年）五月二十七日、大内政弘が山口館で酒宴を開いた際、その席上で吉見信頼は陶弘護を殺害します。しかし自らもその場で内藤弘矩によって殺害されたのです（大内山口事件）。

更に陶隆房は、領地を巡ってかねてから正頼と不仲であった益田藤兼の従兄弟です。隆房自身も益田氏側に肩入れしていた、ということもあって、天文二十三年（一五五四）三月二日ついに吉見正頼は反陶晴賢の急先鋒として挙兵するのです。

晴賢は直ちに吉見正頼の討伐に赴きます。主力軍が津和野に集結し、さらに大内氏支配地域の安芸佐西

郡から東西条にかけての神領衆や土豪の多くが悉く大内・陶の命に従って津和野に出陣していたため、これらの地域は、無防備状態でした。晴賢は、吉見氏討伐のため毛利氏などにも出兵を要求します。しかし、晴賢の依頼を受けた元就は当初は陶軍への参加を決めていましたが、毛利家中には、晴賢への不信から反対意見もあり出兵が出来なかったのです。一方の吉見正頼も毛利氏に援軍を要求しており、板ばさみとなった毛利氏でしたが、事を延ばす賭けに出ます。

当然のことながら、業を煮やした隆房は、直接安芸の国人領主たちに出陣の督促の使者を派遣したのです。あの平賀氏からその事実を告げられた元就の嫡男・隆元や重臣達は、元就に対して「安芸・備後の国人領主たちを取りまとめる権限を与えられた」として約束に反しており、毛利と陶の盟約(約束)が終わったとして訣別を迫ったのです。

元就は、備後を攻略し、その勢力を拡大していました。その勝ち取った所領安堵の嘆願書が、毛利家から、山口に届き、大内義隆と陶晴賢の意見は分かれたと云います。まだ毛利には独立する力はなく、西に大内、山陰に尼子、元就は危うき橋は渡らぬ男であるとの晴賢の意見に沿い、その所領は江良房栄に与えられることになったのです。こうして、毛利が勝ち取った所領は、やすやすと江良房栄のものとなり、元就に恨みが生まれます。この論功行賞に当然不満を持った毛利は、知行の加増はもとより、このまま大内に従っても、毛利家の繁栄は見込めぬとの評定に至ったのです。

こうして元就の勢力下にある安芸国人衆に直接出兵を要求、毛利氏離反を促す、晴賢の行動が元就に知れることとなり、元就はついに翌天文二十三年(一五五四)五月十二日に大内氏から離反し、陶晴賢と断交する事を決意したのです。

元就は得意の謀略により、いやらしい位、徹底的に大内氏内部の分裂を謀ります。天文二十三年(一五五四)十一月、出雲では尼子氏新宮党尼子国久・その嫡男誠久が尼子晴久に肅清されるという内紛の最中、味方にすべく、陶晴賢の家臣で、知略に優れ、元就と数々の戦いを共に戦った江良房栄に内応の誘いを入れたが拒否されたため、房栄が『謀反を企てている』というデマを流し、さらに本人の筆跡を真似て内通を約束した書状まで偽造し、陶晴賢を疑心暗鬼に陥らせるのです。さらに弘中隆兼にも謀反の疑いがかかり、晴賢は隆兼に身の潔白を示すために、天文二十四年(一五五五)三月十六日、岩国琥珀院にて、房栄とその子・彦二郎をはじめとする兄江良賢宣を除く、江良一族を隆兼らによって抹殺されたのです。この尼子の内紛は、毛利軍主力の留守中に本拠吉田郡山城が襲撃される懸念が当分無くなるという好都合をもたらしたのです。

江良房栄は、大内義隆次いで陶晴賢に仕え、天文二十年(一五五一)の陶晴賢の謀反の際も、陶軍の主力として活躍しました。義隆没後の大内陣営では、弘中隆兼と並ぶ勇将であったのです。その知勇には毛利元就も一目置いており、そして元就がまだ弱小勢力であった頃、陣を連ねて活動していたため、陶方において元就の手の内を良く知る人物でもあったのです。だから手を付けざるを得なかったのです。

どう考えても、この頃から晴賢の言動に、的を得ない、トップとしての管理能力に欠ける点が見え隠れしてきます。

問田隆盛は、大内義隆に仕えて石見国守護代を務めましたが、その時代には、文治派筆頭の相良武任、勇将の江良房栄の存在も大きく、もちろん晴賢をはじめ、大内家臣の結束も盤石であったので努められたのです。しかし、主君義隆亡き後の旧家臣らの、ことに石見国では、吉見氏や益田氏など国人衆の支配が強かったため、守護代として無能とさえ云われた問田隆盛を晴賢は信任したため、石見の吉見正頼の謀反が鎮圧できず、晴方自らが周防から三本松城に遠征をし、大苦戦の末、百日以上(三月二日～八月二十三日)に及ぶ籠城戦をするはめになったのです。

しかし、晴賢にはそんな時間的余裕はなかったはずで、武断派の面子、また大内の真の主君は我なり

と云うおごりがそうさせたのか、なぜもっと早く和睦をしなかったのか、面子のためだけであれば、正頼にそうさせるべく仕向けなかったのが、解けせないと考えていたのですが、津和野三本松城の戦は、そんななまやさしい戦ではないことを最近知りました。

「津和野三本松城の役」と云うそうですが、天文二十三年(一五五四)三月一日に大内義長を総大将とした先鋒・陶晴賢に江良房栄・内藤隆世・白井賢胤・乃美賢勝・勝間田盛治・脇兼親・伊香賀家阮・久芳賢重ら錚々たるの武将を従え津和野へ発ち、三月十六日には益田藤兼の軍と合流します。

陶晴賢が総大将に大内義長を添え、長門一国を支配する内藤隆世、瀬戸内警護衆の棟梁を務める白井賢胤、斬り込み隊長の江良房栄、そして西石見の大勢力・益田藤兼が集結した大合戦だったのです。

陶晴賢が百日以上に及ぶ籠城戦をしている隙を突き、機を伺っていた毛利元就は、陶側の重臣、江良房栄を謀略で除いた上で、いよいよ陶氏に反旗を翻し出陣するのです。

天文二十三年(一五五四)五月十五日、毛利軍は、広島湾頭に兵を進め、安芸における大内方の佐東金山城(城番栗田肥後入道ら)、己斐城、草津城(羽仁氏)、桜尾城(毛利与三、江良賢宣、己斐豊後守、新里宮内少輔らに在番)を降伏、説得し、城を明け渡させ、房栄の兄江良賢宣、己斐豊後守、新里宮内少輔らは毛利氏に服属することになったのです。さらに厳島に渡海し、陶氏の番衆深町小右兵衛を追放して島を占領したのです(陶氏占領は、天文二十年八月二十日から同二十三年五月十五日までの二年九ヶ月の間)。挙兵当日、四城を接收し、厳島を占領し、支配権を掌握したのです。

こうして元就は、早々と桜尾城に桂元澄、草津城に児玉就方、仁保島城に香川光景を配し、来るべき晴賢との一戦に、“防御は攻撃に勝る”戦闘形態を備えたのです。

毛利氏挙兵後の両軍の衝突は、廿日市町史 通史編(Ⅰ)四〇八頁より引用すると、通説では、六月五日の明石口合戦と九月十五日の折敷畑合戦とされています。

しかし、資料が明らかにするところでは、元就が、途中で一揆の大將甲田丹後守らと合流した宮川甲斐守率いる陶軍を破った合戦は、通説曰く天文二十三年九月十五日の出来事ではなく、これまで明石口合戦と称されてきた六月五日の戦闘こそ、宮川甲斐守が討死にした折敷畑合戦だそうです。

陶軍を退けた元就、隆元父子は、六月七日に宮内の在所五〇貫を厳島社に寄進しています。折敷畑の勝利は厳島大明神の御加護によるものと信じる元就の強い意向によるものです。

その後も毛利方は、佐西郡山間部の陶方の一揆的抵抗をする土豪掃討作戦を続けるのですが、完全に平定できなかったため、中山城(河津原)をはじめ、山里要害を築き、山間部からの陶軍の進攻に備え番衆を置き警固したのです。海と陸と山からの万全な陶方進攻防衛網を敷いたわけです。

このように元就は佐西郡の沿岸部と山間部を支配下に置き、陶晴賢との決戦に備え、狭い厳島での決着をせざるを得ないような状況を作っていたのです。

晴賢は、天文二十三年(一五五四)八月下旬、吉見氏と講和を結び、山口に帰還し、大軍を率い、安芸に向け発ち、岩国に陣を置きます。

不思議なことに、天文二十三年(一五五四)八月下旬、陶晴賢は、吉見正頼と息子・広頼を人質に講和を結び山口に戻るのですが、翌、天文二十四年(一五五五)、厳島合戦の前、九月二十一日に厳島に渡海するまでの約一年間の動静がよくわからず、歴史に空白が空いているようです。10

翌弘治元年(一五五五)、正月から三月にかけて、陶方に属す府中白井氏の警固船が矢賀、仁保島、草津を襲い、陶方の警固船も幾たびか厳島に押し懸かけるなど広島湾頭奪還の攻勢を強めていましたが、なぜか決着をつけません。

これに対し毛利氏は、桜尾・草津・仁保島の諸城に増援を派遣し、厳島の三方が海に囲まれた要害鼻(高

さ三五（三）の宮之城みやのしろには、天文二十三年（一五五四）五月十五日桜尾城を包圍した吉川元春や仲介に立った洞雲寺住職の説得に応じ開城した城番で、毛利氏に朋属し、直後に宮之城城番の要請を受けた己斐豊後守が六百の兵を預かり六月、入城します。こうして気合いを持って内海警備の任を負ったのです。己斐豊後守は、毛利方に降人（降参した人）した人物です。宮之城の城番に抜擢されたというよりは、決死隊として死守を命じられたという方が正しいかもしれません。しかし、元就は、豊後守に城番を受諾し忠勤をはげむことを感謝し、合戦の勝利の暁には、領地を安堵することを約束しているのです。だから踏ん張って、落ちそうで、なかなか落ちなかったと思うのです。

城番には、定番と在番があります。城番は城郭守衛のために置く兵士、在番衆のことです。定番は、長期間にわたり城番を勤め、恩賞が約束されており、在番は、軍事奉仕として一定期間城番を勤め、交替するもので、期間が延長されようが新たな給地が与えられる事はないといわれています。元上司である晴賢に対してのすまなさ、拾ってくれた元就に対しての恩など複雑な心理を合わせ持っていることを見抜いて、成功することを確信しての元就のアメとムチのマネジメントであったと思います。元就の人事マネジメントの素晴らしさは、うまく人心を掌握することにより、自分を補佐するブレンを抹殺する晴賢の体たらくとは、雲泥の差です。

ところで、桜尾城番を説得したとされる洞雲寺住職についてですが、「廿日市の文化 第20集」特集洞雲寺、歴代住持史料(62頁)の在籍年代から「七世大応存隆」ではないかと推定できます。

毛利氏は、厳島合戦の二年前に具足の準備をしています。天文二十二年（一五五三）に実施された「具足注文」によれば、登録家臣170人、具足数1058両、武者1人に中間・小者2人が随従と仮定すると、毛利氏譜代家臣勢力は約3千人、これに中郡衆（三篠川流域の井原氏など）、佐東衆（川之内警固衆）、神領衆の一部が加わる。

具足とは、甲冑や鎧・兜の別称で、頭胴手足各部を守る装備が「具足（十分に備わっている）との意がある。一般的には当世具足を指す場合が多い。戦力は具足の数で把握できるようです。

一方、陶方の大内氏領国は、周防、長門、石見、豊前、筑前から動員可能な軍勢は二万人以上。しかし、弘中隆兼以外の大内氏旧家臣の厳島渡海は確認できず、陶氏勢力は、陶氏家臣団、周防国東部の領主、弘中隆兼父子、陶に味方した一部神領衆の一万人以上と予想され、その実態は陶・弘中連合軍ともいべきものでした。11



しかし、元就は、陶との兵力差について、晴賢との断交前に、元就の嫡男で隆元に、「陶、陶と申すが、相手は大内ぞ。今の毛利の力を見よ。よくよく考えて物申すがよい」と毛利氏最大のウイークポイントを指摘しつつ、晴賢を打ち破るのは容易ではない認識を示すほどでした。

厳島合戦の直前、岩国の軍議で、大内軍は、古来より厳島を安芸攻略の拠点としてきたという三浦房清や神領衆に対し、それは、安芸に大内に従う国人衆がいたから成せた業。我らを厳島におびき寄せ、一気に叩く元就の作戦であると主張する弘中隆兼とで伯仲します。

大内家中では、水軍の将として知られる三浦房清、戦後の論功行賞を目論見、陸より活躍できる海路からの安芸侵攻と、宮島への上陸を強く主張します。神領衆も津和野三本松城出陣中に毛利氏によって佐西郡を占領され、所領を失っていますので、元就从ら奪還したいという強い思いがあり、同調します。これに対し、弘中隆兼は、元就の謀略であると晴賢に諫言（忠告）したのですが、血気にはやる晴賢は聞き入れません。実は、この諫言は当時の陶配下では共通の認識であり、陶夫人すらも同じく厳島へ渡る事の非

を説いたと言われています。

晴賢の妻は、大内義興、義隆の二代に仕え、約半世紀にわたり長門国守護代、評定衆など重職を占めた内藤興盛の孫娘・大方です。晴賢謀反のおり、義隆を救援することなく黙認したあの内藤興盛の孫だったのでした。

その後は隆兼が再三諫めても兵力に驕る晴賢は聞かず、ついに臆病者とさえ云われた隆兼は、無念の思いを内に秘め、死を覚悟し望むべく、末代のことも考え、実弟の弘中^{げん}方明を岩国に残し、嫡子の弘中源太郎と共に厳島に渡海したのです。

「棚守房頭覚書」広島県史 古代中世資料編 (一一三五頁)

【資料1】

房頭覚書

陶晴賢、嚴島ニ上陸シ宮崎ヲ本陣ニ定ム

去間陶善門シ名ヲ禪キウト付、九月廿一日當嶋へ押し上り、宮崎ヲ大將陣ト弘中三河守^{シ、(隆兼)}ハ古城ヲ下陣取レ、其外ノ坊州衆思々ニ陣ヲ取、斯處ニ吉田ヨリハ廿三日地御前至テ出張、國衆各聞懸ニ陸地ノ興面火立石迄被出レケル、船數無ケレハ興家使者ヲ上^乗ワ折節土州表へ寄ヘトテ上船ノ砌ナレハ、先安藝面へ合カスヘシトテ、船數三百余艘ニテ被下ル、去ハ當嶋城心モトシトテ、熊谷信直廿六日船數五六十艘にて當城へ入給フ、城氣ヲ不及是非、然間廿八日ニハ興家ノ警固二三艘下間、明ル廿九日暮ニカ、リ元就乗船在テ、津々ミノ浦ニ舟付^{ケ、(博突)}ハクチ尾へ上り給フ、興家其外國衆ナトハ、ハクチ尾大輕陣ニ時ノ聲ノ上リシ後ラシ上ル、陶弘中一矢モ射ス西山ヲサシテ引退ル、小早川隆景追懸ケ給ヒ^{テ、(峠)}西山ノタ尾にて陶内三浦ニ懸合戦^シ給フ、隆景ノ内南ノナニカシ、山縣勘次郎其外五六人討シ、小早川殿ア^(死脱)ン^(安穩)ン也、三浦越中ハ一所ノ者廿人斗隆景へ打取給フ、陶ノ禪キウハ其ヨリ下大江ト云所にて腹切せ申ス、宮川市允カイシヤク、其キハまでハ五六人在シナリ、爰に陶内柿並佐渡入道、我頭ヲ取禪キウノ頭^トッ^(隆正)持出ヘシト申セハ、脇弥左衛門尉ト云新里内者クヒラセン^(就正)ツ^(孫)ムニ入、兒玉周坊守サ、クレハ、クヒラモ請取、弥左衛門尉ヲモ討ケル、

然ニ兒玉新五郎小船にてヲシメクリ、落人ヲ見メケル處、年十三、十五ナル落人

1135

「去る間に陶禪門(晴賢)は名を全薑と付け九月二十一日當嶋へ押し上がり、宮崎を大將の陣とし、弘中三河守(隆兼)は古城(勝山城か)を下りて陣を取られ、其の外の防州衆は思い思いに陣を取る。」九月十日～二十日の秋の祭礼が終わるのを待って、いよいよ陶軍勢は一斉に厳島に上陸したのです。

隆兼という人物は、毛利元就と享祿二年(一五二九)多賀山落去から天文二十一年(一五五二)備後で尼子方と戦うまでの二十三年間芸備両国で戦った盟友(同志)でした。そんな二人が弘治元年(一五五五)の厳島合戦では、敵味方に分かれ戦ったのです。隆兼は、駒ヶ林で最後まで毛利方に抵抗したのです。

ところで、隆兼の出生年は不詳です。元就は明応六年(一四九七)で厳島合戦時は五十八歳です。隆兼もおそらく還暦前の年であったと推定できます。

弘中氏は代々岩国の領主を務めていた家系で、室町時代より、周防の大名・大内家の中心を支える氏族となり、奉行職などを代々務めています。隆兼は大内義興・大内義隆の二代に属し、知勇兼備の武将として名声高く、若くして数多くの武勲を上げ、その功績から岩国だけでなく、安芸国の守護代を命じられ、また、尼子氏の侵攻により大内氏の安芸国の支配拠点であった鏡山城が一五二三年に落城。その後、本格的な山城である槌山城が完成し、一五四三年に隆兼が西条槌山城の城主として活躍します。陶晴賢の謀反には反対を唱えたのですが、大内義長を擁立したため、長年歴代の大内家への忠義に順じて義長に属します。

悲しいかな 弘中隆兼の無念の予感

隆兼は岩国の家族・一族・関係者に9月28日と29日に2通の書状を書いています。

【資料2】 12

為敵船後巻、数艘令渡海、敵城へ
 人数差籠成相候、此方誓固数依無
 之、如此之儀、不及是非候、既水手迄
 堀崩事候、隆兼父子渡海之上者、
 可立御用事勿論候、然者息女梅折
 人事、在之儀候条、当知行之儀者
 不及申儀、御約束地無相違拝領之儀、申
 沙汰專一候、人執事、是又可有分別候、
 能々城与可申合事干要候、吉事可申候、
 恐々謹言

九月廿八日 隆兼(花押)

清水寺
 無量寺
 弘中对馬守殿
 諸卜軒
 (切封墨引)
 清水寺
 無量寺
 各中

弘中三河守
 隆兼

4行目

「・・・たかかねふしとかいのうえは、ごようにたつべきこともちろんそうろう、しかればうめりょうにんのこと、これあるぎそうろうのじょう、とうちはいぎょうのぎはもうすにおよばず、おんやくそくのちそういなくはいりょうのぎ、もうしさをせんいつそうろう、じんていのこと、これまたふんべつあるべくそうろう、・・・」

「隆兼と息子の源太郎は討ち死にする覚悟である。娘梅に婿を迎えて弘中の家を相続させて欲しい。いま弘中が支配している統治領は云うまでもなく、このたびの戦いで大内氏から約束されている恩賞も間違いなく拝領できるように取り計らって欲しい」と隆兼は一族の者達に伝えているのです。

【資料3】 13

6行～8行目

「こんどのはたらきかるがるとすももしそうらえ、しんりょうしゅうまたけいごみうらなどもうしうらえて、かくのごとくそうろう、くちおしくそうろう、」

なをく申候、むめれう人ある事に候。ま、
 人体之事ハ、
 それの御はうたいにて候へく候、
 かやうに申候とて、きやうてんハあるましく候、
 申候やうに、ちんちうのならい事候ま、
 申事候く、こんどの
 勳かるくとも 神領衆又 ぞし候人
 けいこ三浦など申て、如此候、口惜候、
 古はくになかもちおき候、しせんの時ハ
 めしよせ候へく候、又太刀も古はく候、
 とりよせ候へ候、
 このかた、てきけひいて候て、せひなく候、
 さりなからくめつらしき事ハ、あるましく候、
 ま、御ころやすく候へく候、
 ちんちうのきたうにて候ま、一ふて
 くたしおき候、このき御きやうてん
 候ましく候、けん太郎ことわたり候
 きよ水又むせやん、つしま
 しよぼくところへ、あてところにて候、
 むめれう人ある事に候、申おく
 との事候、めてたき 申候へく候、
 かしく
 九月廿九日 たか兼(花押)
 宮崎より
 こんまいる たか兼

「元就との戦いくさをたやすく考えて、晴賢は、神領衆や警固けご（水軍のこと）、晴賢の側近三浦越中守たちが云うことに動かされて、巖島へ渡海してしまった。そのことは何とも残念だ」と述べています。

晴賢に反発する旧大内義隆派の取り込みを成し得なかった主君義長の指揮官晴賢に従う隆兼の心中やいかに。本来なら、世間から謀反を起こした嫌われ者に従ったというよりも、隆兼には、大内に反旗を翻ひるがえしたかつての盟友・元就に、「自分は大内の義にあくまでも順ずる」という強く、固い信念、大義名分を見せつける思いがあったのではないかと思います。

最後に「包ヶ浦神社」（御祭神 塩土老翁しおつちのおじ）について知り得たことをお話して終わりにします。

藤原以前の佐伯神主家とは異なり、新たな巖島神社藤沢神主家は、その神領衆自体が武装つまり武士の集団です。瀬戸内海中央部に位置し、軍事的・経済的に重要な拠点と位置づけられた巖島を巡る戦国大名のいわば「島取り合戦」のため戦国の世を生きていたのです。



戦国時代中後期、大永三年(一五二三)友田興藤ともだおきふじが大内義興おしおきに反旗を翻ひるがえし、自ら神主と称した頃から、巖島神社・社家・内侍らは、経済的困窮おちいに陥いりっていったのです。神事・祭礼の費用は「入目」といわれます。戦国武将は戦勝祈願を特定の神職の御師に依頼し、旦那だんなと呼ばれる祈願者として師旦那関係の契約をしていました。天文二十年(一五五一)九月一日、大内義隆亡き後も棚守房頭たなもりふさあきは、毛利元就に往古の神事・祭礼の漏もれた復興を依頼します。対清盛きよきかげひろの佐伯景弘さへきかげひろに劣らず、対元就の房頭も一流の営業マンだったのです。

●【資料4】は、「つつみがうらおんしゃへ しんでんきしんいたすべくそうろう・・・云々」天文十四年(一五四五)毛利元就夫人 妙玖みょうきゅうは四十七歳で没しました。夫人の死は大きな衝撃であったようで、元就は翌天文十五年(一五四六)六月前後に隆元に家督を譲り隠居します。佐東郡の内二

千貫余を隠居領として支配しています。弘治元年（一五五五）十月朔日の巖島合戦の折は、嫡男の隆元が毛利家総領の立場でした。

巖島合戦の半年後には、元就は、巖島合戦勝利の上陸地である包之浦に鎮座する包浦御社に神田を寄進することを大願寺に約束しています。

毛利氏により新しい要素を取り込み、往古の神事・祭礼が復興されることとなります。また毛利氏のための臨時の神事・祭礼・戦勝祈願も行われるようになります。島巡り神事は、養父崎神社で行われる「御鳥喰式」を重要な儀式として、巖島神社の姫神が鎮座場所を探し、神鴉を先導役に浦々を巡ったことに因む行事です。

●【資料5】は、永禄三年（一五六〇）九月九日に、元就が自らの隠居領である佐東五ヶ村の内から祭田を寄進し、入目（神事・祭礼の費用）が入ったことを示すものです。

※疑問 単純計算だと四貫3百文となり、三段田と三段畠で一貫の差があります。なぜ計三貫三百文になるのか、そのわけがわかりません。

●【資料6】は、包之御祭は、弘治二年三月二日、巖島合戦で勝利した元就が自らの隠居領である佐東五ヶ村の内から祭田を寄進して始めた祭りで、合戦と同じ十月一日に定められ、祭田を預けられた大願寺の僧尊海が包之浦御社の造営にあたり、巖島合戦の勝利を祝い、祭りを調えたのです。

毛利元就供米返事は、包之御祭が無事に房頭・尊海によって調えられ、久米を送られたことへの礼状です。巖島社では、神様にお供えされた御供米（巖島神社では現在これを「御久米・くめ」と云うようです）をお祀りの終わったあと檀那衆に配るということをしていたようです。巖島大明神の信奉者にとっては、御久米をいただけるということは、大変嬉しく、光栄なことなのです。

（弘治三年カ）十月四日とありますが、巖島社では財政厳しき折、入目が入った後の永禄三年（一五六〇）十月一日に執り行われたと考えられます。

【資料4】

九五 毛利元就寄進状（大願寺文書）

包浦御社江神田可致寄進候、貢數在所等而可申付候、此旨可有御祈念候、恐々謹言、

弘治二年

三月二日

元就（花押）

大巖寺

まいる

弘治二年三月二日

大巖寺文書九五

【資料5】

一一三 毛利元就寄進状（大願寺文書）

巖嶋包之浦御社江寄進之事

（安芸佐東郡）

五ヶ村之内

八屋之

一田三段 分錢七百五十文 下作六郎四郎

一畠三段 分錢一貫七百五十文 同人

八屋之

一畠七段小 分錢一貫八百文 下作平兵衛

以上三貫三百文

右之前、寄進申所如件

永禄三年九月九日

元就（花王）

大願寺

【資料6】

二〇一 毛利元就供米返事（厳島野坂文書）

包浦御祭礼被相調御久米送給候、尤目出候、殊御祭日十月一日ニ被相定之由、是又肝要候、^{いよいよ}弥御祈
念存候、猶重口可申述候、恐々謹言、

（弘治三年カ）

十月四日

元就（花押）

棚守左近衛将監殿

（圓海）

大願寺 御返報

【参考文献】

- ・「廿日市町史 通史編（上）」
- ・「房頭覚書」 広島県史 古代中世資料編Ⅲ 所収
- ・「棚守房頭覚書付解説」 福田直記
- ・「廿日市の文化 第6集」 所収「厳島戦史」 第十三師団司令部
- ・「廿日市の歴史探訪（1）・（3）」 石田米田孝
- ・「宮島本」 宮島検定テキスト 廿日市商工会議所
- ・「陰徳記抄」 桂 芳樹編 岩国徴古館 昭和五十七年十月

凡例の項の記述を引用すると「陰徳記」は岩国吉川の家臣、香川四郎兵衛正矩^{まさのり}（1613-1660）の著述で、目録1冊、本文81冊である。本書は岩国徴古館所蔵（吉川家旧蔵）の謄写本により、厳島戦争前後の数冊を抄録したものである。数巻に限定したのは、徴古館の予算の故である。「陰徳記」の原本は、今見当たらない。本書の原本は、大正12・3年ごろ吉川家で謄写されたものだが、その原本については、いま不明である。云々……。

- ・「日本中世社会の流通構造」 所収「地域市場としての厳島門前町と流通」 鈴木敦子 校倉書房2000年
- ・「中世瀬戸内海地域史の研究」 山内 譲 法政大学出版局 1998年

【参考Web】

- ・『フリー百貨事典 ウィキペディア（Wikipedia）日本語版』
厳島の戦い（いつくしまのたたかい）

折敷畑の戦い（おしきばたのたたかい）

陶晴賢一山田事件

江良房栄（えら ふさひで）

弘中隆兼（ひろなかたかかね）

三浦房清（みうらふさきよ）

香川 正矩（かがわまさのり）

・ Yahoo 辞書

【註】

- 1 在庁官人^{ざいちょうかんじん}・・・庁官、在庁ともいう。平安中期以降、諸国^{こくが}国衙で実務をとった地方役人。
- 2 地頭職^{じとうしき}・・・鎌倉・室町幕府が荘園^{しょうえん}・国衙領^{こくがりょう}（公領）を管理支配するために設置。
- 3 守護代^{しゅごだい}・・・守護^{ぶんじ}が文治元年（1185）源頼朝が勅許を得て国ごとに有力御家人を任命して設置。軍事・警察権を中心に、諸国の治安・警備に当たった。庁官、在庁ともいう。守護代は守護の代行。
- 4 守護大名・・・南北朝・室町期に幕府から守護に任命され、任国内でしだいに大名領主化を遂げた権力をいう。
- 5 譜代重臣^{ふだいじゅうしん}・・・代々仕えた重職にある家来。
- 6 庶家^{しよけ}・・・宗家^{そうけ}（一族の中心となる家柄）ないし本家より別れた一族のことをいう。嫡流^{ちやくりゅう}に対し庶流の家柄。
- 7 吉見正頼^{よしみまさより}・・・主君大内義隆の姉の旦那（平たく言えば義隆は義理の弟）にあたる。
- 8 八月二十日・・・廿日市町史 通史編（上）402頁。
- 9 番衆・・・番とは、交替して行われる勤務形態及びそのために編成された集団のことで、番を編成して宿直警固にあたる者。
- 10 空白の・・・厳島合戦—その勝敗の分かれ目—」 県立広島大学 秋山伸隆教授 2009.9.9公開講座。
- 11 晴賢・隆兼連合軍・厳島合戦—その勝敗の分かれ目—」 県立広島大学 秋山伸隆教授2009.9.9公開講座。
- 12 資料1・・・弘中隆兼と厳島合戦」 県立広島大学 秋山伸隆教授 2009.2.18公開講座。
- 13 資料2・・・弘中隆兼と厳島合戦」 県立広島大学 秋山伸隆教授 2009.2.18公開講座。